ひとり親世帯等の方へ

下諏訪町福祉医療制度のご案内

福祉医療とは、保険診療医療費のうち自己負担した額の一部を下諏訪町が負担し給付する制度です。
下記受給資格に該当する方は、申請することにより福祉医療受給資格者証の交付が受けられます。

受給資格（該当した際、交付します）

①母子・父子家庭で１８歳未満（高校卒業まで）の子を扶養している親とその子
②父母のいない１８歳未満の子
●基本的に扶養している子の１８歳の誕生日月の末日までが受給資格となります。
●高校に在学している場合在学証明の提出により３年生の年度末まで資格が延長できます。
●婚姻・事実上の婚姻状態・子を監護しなくなったなど、ひとり親世帯等の要件に該当しなくなった場合は、受給者証を返却していただき、資格を喪失します。

受給者証の有効期限

・次の７月３１日まで（毎年更新・有効期限は８月１日～７月３１日）
〇資格が自動継続される方には、毎年７月中に新しい受給者証を郵送いたします。
（基本的にはご自宅に郵送しますが、送付先の希望がある場合はお申し出ください。）

受給者証の使い方

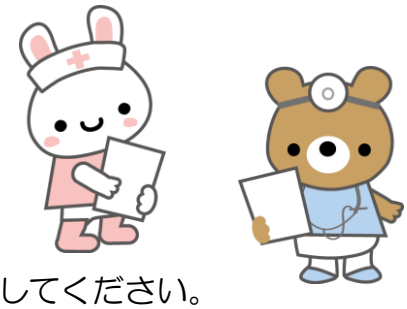

・長野県内の医療機関へかかった場合
　医療機関の窓口で受給者証を提示してください。
・長野県外の医療機関へかかった場合
　領収書のコピーを添えて福祉医療費支給申請書を提出してください。
（役場１階 国保年金係窓口まで直接お越しいただくか、郵送で申請書をお送りください。）

受給者証の変更・再発行

・次の場合には届出をお願いします。届出がない場合は給付が遅れる場合があります。

内　容	お持ちいただくもの
住所・氏名が変わった場合	受給者証
健康保険が変わった場合	新しい健康保険情報がわかるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ等）、受給者証
受取口座を変更したい場合	通帳、受給者証
証を汚損、紛失した場合	お名前・生年月日のわかるもの

裏面につづく

給付内容

☆ **１つの医療機関につき、１ヶ月の自己負担金は（最大）５００円です。**

５００円を超えた分の医療費は下諏訪町から補助されます。

※同一の医療機関でも、同月に入院と外来がある場合、また医科と歯科がある場合は、それぞれ５００円のお支払いが必要です。

※薬局の場合は医療機関の処方箋ごとに５００円のお支払いが必要です。

☆ **給付の対象となるもの**

・保険適用分の医療費のうち、医科・歯科・調剤・訪問看護療養費・入院時食事代など

★ **給付の対象とならないもの**

・人間ドック、健康診断、予防接種、入院時個室代など保険の適用にならないもの

・災害共済給付制度・高額介護合算療養費など、ほかの助成を受けた場合

・交通事故など第三者行為による診療の場合

⇒ **福祉医療費給付分は後日返納していただく場合があります。**

★ **災害共済給付金（スポーツ保険）の対象となる場合**

・保育園や学校でけがをした場合、まずは災害共済給付金（スポーツ保険）の対象となるか確認する必要があります。医療機関等にかかる際は、保育園や学校でけがをしたことを伝えていただくとともに、受給者証は使用しないようにお願いします。

給付方法

①通常の場合（医療機関で受給者証を提示した場合）

⇒ **お子さんは、**窓口で（最大）５００円を支払うことで医療が受けられます。

⇒ **保護者の方は、**基本的には診療月から２ヶ月後の**月末日の前日を目安に**（土日祝日は除く）自己負担金を差し引いた金額をご指定口座へ振込みます。

②県外での受診または受給者証を提示せずに医療を受け役場窓口で申請した場合

⇒ 基本的には申請書の提出月から２ヶ月後の**月末日の前日を目安に**（土日祝日は除く）自己負担金を差し引いた金額をご指定口座へ振込みます。

＊福祉医療費を申請できる期間は診療月（支払月）の翌月１日から１年以内です。

●振込に関する通知はしておりませんので、通帳をご確認いただくか、役場までお問い合わせください。

●２ヶ月たっても給付がない場合は診療を受けた医療機関へ直接お問い合わせください。

＊　お問い合わせ　＊

下諏訪町役場 住民環境課 国保年金係　Tel：0266-27-1111(内線 138)